



0496072

の相談者が勤務して
いるような事業所の
宣伝が掲載されてい
て、その整骨院は、
約十か所のサロンを
持ち、合計五十人の
相談者のような人が
働いている。
一時間二五七円の
地域最賃違反をし、
一日十時間で週四
日、月四週としても
五十人で、二年違反
だけで、地域別最賃
の約五倍の賃金を
発生する。もともと、
十分マッサージシ
て、お客から五千円
もらうこの事。彼女
らの受け取りはその
うちの千円くらい。
もともとと搾取額も
計算すれば、膨大な
ものとなる。長く勤
めている人には多少
彼女より多めに支払
っているかもしれない
が、いざいざにして
も巨額な違反額であ
る。名前と電話番号
を聞き出せなかった
のが惜しまれる。

★相談事例⑤：★
(女性・電機関係・
正社員)

国外に設置されてい
る子会社時代の未払

い賃金請求：「覚書」
は有効か？

現在は京都の本社
で働いているが、
百%子会社の国外の
会社で、2016年
12月から2017
年9月までの十か月
分の未払い賃金約二
百万円と、家賃補助
などの経費約三百万
円が未払いだ。家庭
の事情で今月で辞め
るので、社長に支払
いを求めている。
ことを荒立てたく
ないので、社長に「覚
書」を書いてほしい
と頼んでいるが、あ
いまいだ。近日中に
会うことにはしてい
る。
監督署に相談した
ら、国外の場合には、
「覚書」では有効で
ない場合があるのだ
と、弁護士が労働相
談の専門家に聞いて
みた方がいい、と言
われたので電話し

アドバイス

十一月十二日の相
談...2016年
12月分の請求権を
時効にしたいくない
が、内容証明郵便や
配達証明郵便を出し
て荒立てたこと、十
一月十五日まで覚書
を作らせ、それを拒
否(こ)う(ぎ)正(し)ま(し)よ(う)



たりしたら、面談に
来てもらい、労組加
入して要求書作成
するとなった。

相談員同士の議論

百%子会社であつ
ても役員も違い、就
業規則も違う会社で
は「覚書」は通用し
ないのではという説
もある。しかし京都
総評加盟のある単産
では、先日労働争議
で同様の事例でうま
くいったから大丈夫
という説もある。
今の京都本社とは三
十人くらいの規模と
いうのが、会社たん
で社長が夜逃げとい
うわけでもないし、
他の社員が同様に海
外子会社に行かされ
る可能性もある。配
転か出向か移籍かな
ども問題だが、形式
的なことだけで社長
が「知らぬ存ぜぬ」
は決められないの
で、運動上の獲得は
可能だという説もあ
った。

いざいざにしてもそ
の相談者から電話は
その後なく、「覚書」
を交わして首尾よく
獲得できたのか「覚
書」は取ったが無効
で困っているのか、
不明である。しっか
りしたタイプだった
ので、全くの放棄は
ないと思うが、
しかと検討した証拠書
類等で検した証と
監督署もなんとも返
答はできないことだ

ろうが。これも名
前・電話番号聞き出
せず、気になる一件
であった。

★相談事例⑥：★
(女性・弁当製造・
パート)

皆勤手当での週
及・頑張って労組
をつくらう！

勤続二年にしてよ
うやく就業規則を見
せてもらって「皆勤
手当」で「¥3000
とあって、今まで支
給されたことがない
ので、いつから請求
できるのか。
就業規則は正社員
と契約社員とパート
用と三通りある。
「コピー取るな、
すぐ返せ」と言われ
たので、まだまだ問
題はあると思う。
たとえ、病休を頼
むと、「前日の申し
出」でないと有給は
だめと、断られた。
病気は急い、その
日に起こるのが普通
なので、前日に申し
出はできないので、
これはなんとかなら
ないのか(病休取る
と皆勤手当でや時間
給カットにつながる
ので)。

アドバイス

皆勤手当での請求
が、就業規則にどう
書いてあるかだが、
労働債権的なものは
二年さかのぼって請



求できると思う。
有給と病休の散り方
までは法律に明文化
されていないことでは
ないので、こういう
具体的ことは、労
資の力関係上の問題
だから、労組に加入
するから、つくるか
して、団交で勝ち取
たらどうか。
あなたはなかなか
権利意識があつて積
極的で行動的だか
ら、労働運動に向
いている。と、アドバ
イスしたら、「「回
りの人と話している
ので、相談してやる
うとなつたら、また
連絡します」とのこ
と。

☆闘いには「証拠
固め」が必要！

他に、最賃違反や
残業手当未払問題

や、パワハラ問題な
ども相変わらず、ひ
きも切らない。資料
録音・メモ・資料
がなければなかなか
勝てない。
タイムカードがな
くても自分の手帳へ
のメモ、自分の覚書
でもいいから取っ
ておこうとアドバイス
した。

しかし、職場によ
っては、ボールペン
一本持ち込めない、
金属探知機で検査さ
れ、ボイスレコーダ
を持ち込めないとい
う職場もあった。た
また上司のパワハ
ラのメールがあつた
ので、それを証拠に
しようとしていると
のことだったが、な
かなか厳しい職場の
実態もある。その職
場の例では、弁護士
と会うとのことだ
の相談も進めたが、

☆府内各地からの
相談も

また、今月の相談
の特徴として、京都
市内だけでなく、京
丹後や舞鶴、福知山
など、府内各地から
の相談もあつた。



安倍9条改憲NO! 憲法を生かそう

3000万人署名を進めよう!!